

公 募

令和 7 年 5 月 7 日

分任契約担当官

埼玉森林管理事務所長 安嶋 博志

下記の不用物品（公用自動車）の購入希望者を公募します。

申込される方は、下記に従い別途交付する物件明細書及び現物熟覧のうえ、買受申込書により申込み下さい。

記

1 物件の概要

物件番号 1

品目：スバル フォレスター

初年度登録年月：平成 20 年 11 月 13 日

走行距離：97,000 km 程度

車検期限：令和 7 年 11 月 9 日

所在地：埼玉県秩父市大野原 491-1

2 申込資格

(1) 契約金額を現金で持参し納付できる者に限ります。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当します。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 16 条に該当しない者であること。

3 契約金額納入期限

令和 7 年 5 月 26 日（月）～令和 7 年 5 月 29 日（木）午前 9 時～正午の間に契約金額を埼玉森林管理事務所収入官吏まで納付して下さい。

4 物件閲覧及び物件明細書を交付する場所並びに期間

(1) 場 所 埼玉県秩父市大野原 491-1

埼玉森林管理事務所 総務グループ（電話 0494-23-1260）

(2) 日 時 令和 7 年 5 月 7 日から令和 7 年 5 月 21 日まで(ただし、行政機関の休日を除く。)

午前 9 時から午後 4 時まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

※物件閲覧を希望する者は、事前に閲覧日時を森林管理事務所担当者に電話連絡して下さい。

5 申込期限及び申込先(問合せ先)

(1) 申込期限 令和 7 年 5 月 22 日 午前 10 時 00 分まで

(2) 申込先 埼玉森林管理事務所 総務グループ

6 申込方法

(1) 「買受申込書」により申込んで下さい。(電話番号を必ず記入し、裏面に条件書を印刷すること。)

(2) 郵便による「買受申込書」の提出を認めます。ただし、郵便による場合は、簡易書留または配達記録郵便により令和 7 年 5 月 21 日午後 4 時までに到着したものに限りします。なお、この場合、封筒に「不用物品購入希望者名」及び「公募する物件名」並びに「締切日」を明記して下さい。

(3) 提出された「買受申込書」について、無効の取扱いとなる場合は、「関東森林管理局署等随意契約見積心得」の見積りの例によります。

7 買受人の決定

(1) 買受申込書に記載された金額が、予定価格以上かつ最高金額の者を買受人とします。

同額の最高金額を提示した者が 2 者以上あるときの取扱いは、「関東森林管理局署等随意契約見積心得」によります。

(2) 買受人決定の通知は、上記(1)により決定した者のみに対して、開札後、直ちに電話等で行います。

8 買受申込書の無効

提出された買受申込書が無効となる場合は、「関東森林管理局署等随意契約見積心得」に記載のとおりです。

9 引取期間、引き渡し場所及び買受後の条件等

(1) 引取期間

契約金納入を確認した日から 15 日以内(行政機関の休日を除く。)

午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時の時間を除く。)

※引取日を事前に連絡し、森林管理事務所担当者の了解を得てください。

※引取に係る一切の費用は買受人の負担とします。

(2) 引渡し場所 埼玉県秩父市大野原 491-1 埼玉森林管理事務所

- (3) 引渡し後、10 日以内（行政機関の休日を除く）に名義変更等及び変更した旨の記載された書類（自動車検査証等）を埼玉森林管理事務所長へ提出して下さい。名義変更等の係る一切の費用は買受人の負担とします。
- (4) 買受けにあたっては物件資料等熟覧のうえ申し込んで下さい。引渡し後の返品は認めません。
- (5) 現状渡しのため、隠れた瑕疵があった場合、または欠損している部品等があっても補償及び補充はしません。
- (6) 車体の森林管理事務所名、国有林ロゴ等の表示は、引渡し後、速やかに契約者の責任により消去し、消去後の写真を埼玉森林管理事務所長に提出して下さい。
- (7) 名義変更前の車両の移動は運搬車で行い、自走はしないでください。

10 その他

- (1) 買受申込前に「10 配付資料」(7)の暴力団排除に関する誓約事項を確認してください。
なお、買受申込書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (2) 通貨は、日本国通貨に限ります。
- (3) 契約保証金は、代金即納のため免除します。
- (4) 契約書の作成は省略します。
- (5) 本公募に係る一切の費用は応募者の負担とします。

11 配付資料

- (1) 物件明細書
- (2) 買受申込書及び条件書
- (3) 自動車検査証(写)・自動車損害賠償責任保険証明書(写)・リサイクル券(写)
- (4) 引渡し注意書兼物品受領書
- (5) 物件写真
- (6) 関東森林管理局署等随意契約見積心得

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。